

農用地土壤汚染対策地域（亀岡市）指定解除
説 明 資 料

平成 2 6 年 2 月
農 林 水 産 部

農用地土壌汚染対策地域（亀岡市）の指定解除について（補足説明）

審議会意見

近年の指定地域及び周辺の地下水の現況について、データがあれば次回提示すること。

1 指定地域周辺の河川及び地下水の水質調査結果について

京都府内の水質汚濁の状況の把握及び汚染の早期発見等を行うため、水質汚濁防止法に基づき、文化環境部環境・エネルギー局環境管理課が水質の常時監視を行っている。

(1) 調査年度 河 川：毎年度

地下水：平成19年度

(2) 調査頻度 年1回

(3) 調査地点 別添農用地土壌汚染対策地域位置図参照

河 川：

[観測点1] 山内川第1利水点（葎田野町地区と吉川町地区の間）

[観測点2] 犬飼川並河橋（大井町地区の東側）

地下水：

[観測点A] （大井町地区の北側）

[観測点B] （葎田野町地区の西側）

[観測点C] （吉川町地区の南側）

(4) 調査内容 カドミウム

河 川（単位：mg/l）*1

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
調査地点									
観測点1	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.0007
観測点2	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0003
環境基準値	0.01								0.003

地下水（単位：mg/l）

年度	19
調査地点	
観測点A	<0.001
観測点B	<0.001
観測点C	<0.001
環境基準値	0.01

*1 「<〇」という表記は、測定結果が報告下限値未満であったことを意味している。

2 大井町地区の土壤調査結果について

大井町地区の宅地化に伴う工事の実施前に、土壤汚染対策法に基づくカドミウム汚染の有無を確認するため、土地区画整理組合が調査を実施した。

- (1) 調査年度 平成24年度
- (2) 調査地点 大井町地区を約9アールごとに区分し、39地点で調査を実施
- (3) 調査内容 カドミウム量 (含有量・溶出量)

土 壤 (単位：含有量 mg/kg、溶出量 mg/l) *1

測定方法 調査地点	含有量		溶出量	
	最低	最高	最低	最高
西側 (18地点)	<1	1	<0.001	-
東側 (21地点)	<1	3	<0.001	-
基準値	150		0.01	

審議会意見

廃鉱山の鉱山保安法の適用状況及び亀岡市による現在の排水管理の状況について、次回報告すること。

3 大谷鉱山坑廃水処理施設の管理状況について

昭和46年に鉱山保安法に基づき企業が坑廃水処理施設を整備し管理を行ってきたが、昭和58年に企業が破産し、坑廃水処理の実施を義務づけられている鉱山保安法上の鉱業権者が不存在となったため、亀岡市が坑廃水処理施設を引き継ぎ管理を行っている。

時 期	坑廃水処理の実施者	根拠法令	費用負担
昭和46年 ～ 昭和58年	鉱業権者 (企業)	鉱山保安法	企業負担
昭和59年 ～	亀岡市	金属鉱業等鉱害対策特別措置法	国3/4 ^{*2} 府1/8 市1/8

水質検査結果

- (1) 調査年度 毎年度
- (2) 調査頻度 月1回
- (3) 調査地点 亀岡市葎田野町鹿谷
- (4) 調査内容 カドミウム量 (全量)

*1 「<0」という表記は、測定結果が定量下限値未満であったことを意味している。

*2 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金

処理後排水（単位：mg/l）

年度	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4
調査地点									
最 高	0.021	0.018	0.020	0.012	0.015	0.017	0.029	0.032	0.035
最 低	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.008	0.011	0.013
平 均	0.010	0.007	0.013	0.006	0.008	0.010	0.016	0.021	0.020
(参 考) 排水基準値*1	0.1（排水量が一日当たり500m ³ 未満の場合）								

審議会意見

資料中、カドミウムの測定結果について、測定法を明記するなど、
補足説明を行うこと。

4 「対策地域調査」に係る補足説明（修正点：下線部分）

- (1) 調査年度 （略）
- (2) 調査地点 （略）
- (3) 調査内容 ①土 壤 カドミウム量（溶出量）
②玄 米 カドミウム量（全 量）
③農業用水 カドミウム量（全 量）

①土壌のカドミウム量（略）

②玄米のカドミウム量（略）

③農業用水のカドミウム量（mg/l）*2

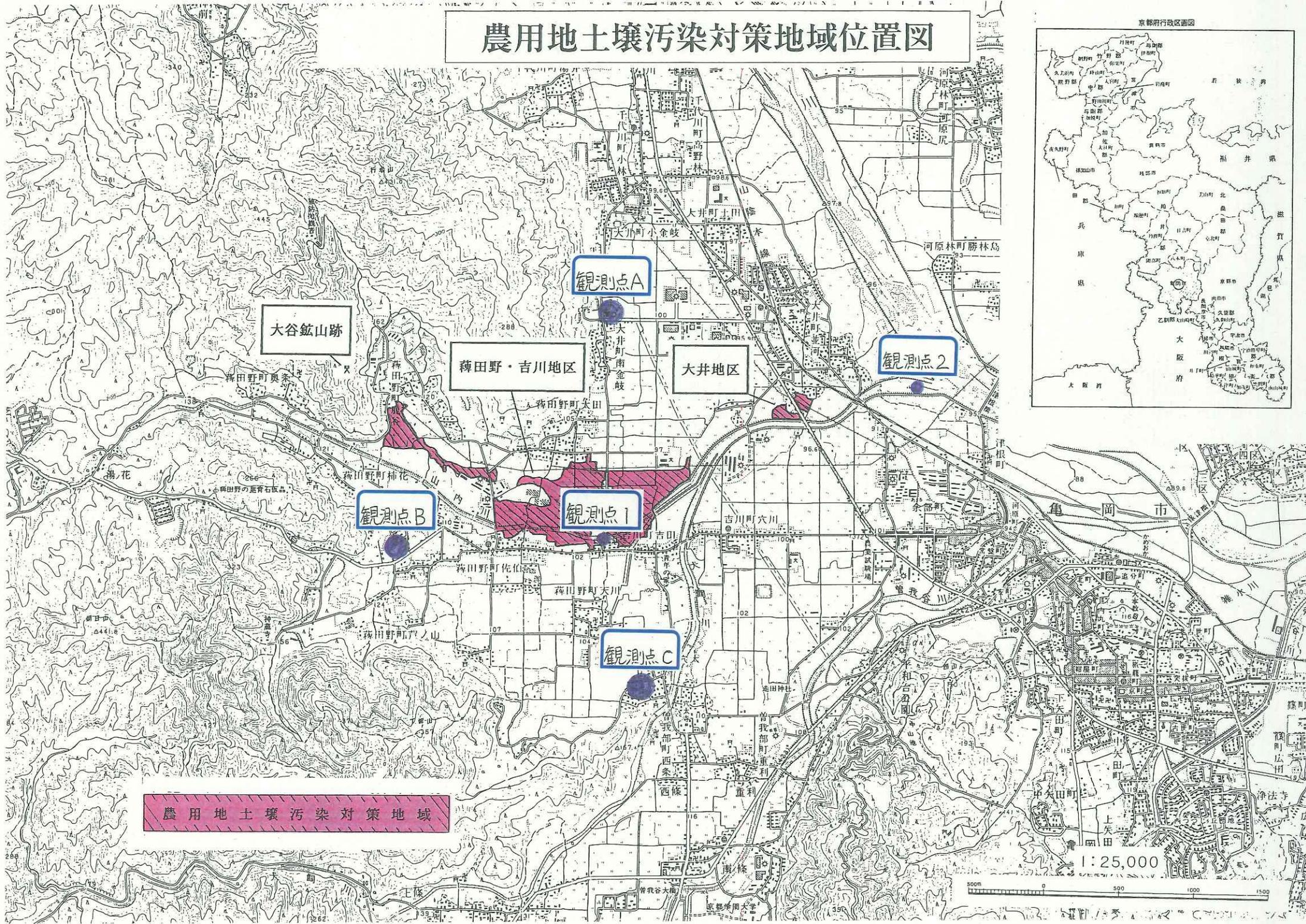
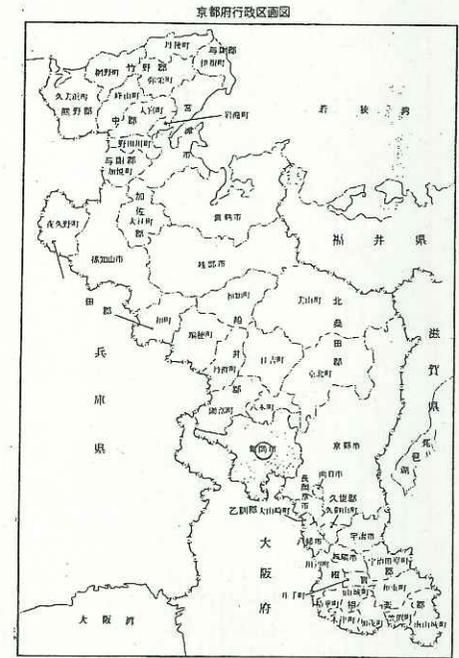
調査月		5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	平均
調査地点							
観測点 1	平成 1 6 年度	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
	平成 1 7 年度	0.002	0.001	<u>渴水状態</u>	<u>渴水状態</u>	<u>渴水状態</u>	0.002
	平成 1 8 年度	0.002	0.002	<u>渴水状態</u>	<u>渴水状態</u>	0.002	0.002
観測点 2	平成 1 6 年度	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	平成 1 7 年度	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001
	平成 1 8 年度	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
(参考) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準*3							0.01

*1 鉱山保安法上の鉱業権者が存在しないため、大谷鉱山坑廃水処理施設には水質汚濁防止法に基づく排水基準値は適用されないが、参考として記載。

*2 観測点 1 の平成 1 7 年度の 7 月及び 8 月は 0.003mg/l、9 月は採取不可、平成 1 8 年度の 7 月及び 8 月は 0.004mg/l のカドミウムが検出されたが、いずれも降雨不足で用水量が極端に減少したことが原因であるため、平均値の算出からは除外する。

*3 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、平成 2 3 年度に 0.01mg/l から 0.003mg/l に改正されている。

農用地土壤汚染対策地域位置図



農用地土壤汚染対策地域

1:25,000

